

花巻市民芸創作施設指定管理者の指定について

公の施設の管理を行う指定管理者について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定しました。

区 分	内 容
指定管理者が管理を行う公の施設の名称	1 成島和紙工芸館 2 毘沙門広場
指定管理者となる団体の名称等	所在地 花巻市東和町北成島 5 区 202 番地 名 称 成島和紙生産組合 代表者 組合長 青木 一則
指定管理者が行う業務内容	1 施設の休館日及び使用時間の変更に関する業務 2 施設の使用の許可、使用者の変更等及び行為の禁止に関する業務 3 施設及び設備の維持管理に関する業務 4 その他施設の管理運営に関し、市長が必要と認める業務
指定管理者の選定理由	成島和紙生産組合は、市の特産品となっている成島和紙を製造する知識と技術を有する市内唯一の団体であることに加え、指定管理者が行う業務に関するノウハウを十分に蓄積しているほか、施設を継続して適正に管理するための人的能力及び物的能力を有している。 また、事業計画書は、和紙づくり体験の場の提供を行う等、施設の利用促進や利用者満足度を高める上で有効であり、指定管理者として適任と考えられる。 審査評価基準に基づく審査（書類審査、面接） 合計得点 738.8 点（928.8 点満点） 得点率 79.5%
選定委員会の名称及び委員氏名	花巻市民芸創作施設指定管理者候補者選定委員会 委員長 花巻市農林部長 久保田 泰輝 委 員 花巻市総合政策部長 八重樫 和彦 〃 花巻市財務部長 佐々木 俊幸 〃 花巻商工会議所東和支部 副会長 吉田 英雄 〃 (株)とうわ地域資源開発公社 代表取締役 小原 隆 〃 (株)土澤まちづくり会社 代表取締役 猿舘 祐子
指定の期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
問い合わせ先	花巻市東和総合支所地域振興課 担当：藤村 竜也 電話番号 0198 (42) 2111 内線 325